

「自治体システム等標準化検討会」

第7回議事概要

日 時：令和3年6月29日（火）

場 所：書面開催

出席者（敬称略）：

（座長）

庄司 昌彦 武蔵大学社会学部教授

（構成員）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長

西海 貴俊 神戸市行財政局住民課システム担当係長

渡邊 康之 筑西市企画部情報政策課係長

岡田 寿史 前橋市未来創造部情報政策課長

摩尼 真 町田市総務部情報システム課担当課長

坪田 充博 日野市企画部情報政策課長

向山 泰晴 藤沢市総務部情報システム課長

大竹 芳弘 三条市総務部情報管理課課長補佐

金泉 嘉昭 出雲崎町町民課長

高木 祥司 飯田市市民協働環境部市民課長

鎌田 英希 倉敷市企画財政局企画財政部副参事兼情報政策室長

津留 薫 久留米市市民文化部市民課課長補佐

林 博孝 神奈川県町村情報システム共同事業組合主幹

藤井 敏久 京都府町村会業務課長

川島 正治 全国知事会調査第一部長

百武 和宏 全国市長会行政部長

小出 太郎 全国町村会行政部長

樋口 浩司 地方公共団体情報システム機構住民基本台帳ネットワークシステム全国センター長

佐藤 勝己 地方公共団体情報システム機構 ICT イノベーションセンター副センター長

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長

三木 浩平 内閣官房情報通信技術総合戦略室政府 CIO 補佐官

（準構成員）

日名子 大輔 株式会社 RKKCS 企画開発本部企画部長

上田 公子 Gcom ホールディングス株式会社第1製品開発部長

松下 邦彦 株式会社 TKC 地方公共団体事業部システム企画本部デジタルガバメント対応推進担当部長

竹前 久	株式会社電算公共開発本部公共ソリューション1部主任
藤野 正則	日本電気株式会社公共システム開発本部プロジェクトマネージャー
矢留 宏治	株式会社日立システムズ公共・社会事業グループ事業主管
大村 周久	富士通 Japan 株式会社行政ソリューション開発本部住民情報ソリューション事業部 第一ソリューション部長
(総務省)	
三橋 一彦	総務省自治行政局住民制度課長
池田 敬之	総務省自治行政局デジタル基盤推進室長
植田 昌也	総務省自治行政局市町村課長
田中 良斉	総務省自治行政局行政経営支援室長
神門 純一	総務省自治行政局地域情報化企画室長
金澤 直樹	総務省情報流通行政局地域通信振興課長
中溝 和孝	総務省サイバーセキュリティ統括官付参事官 (総括担当)

## 【議事】

### 1. 住民記録システム標準仕様書の改定について

## 【概要】

### 1. 住民記録システム標準仕様書の改定について

- 転出入手続のワンストップ化関係改正により、従来の特例転出入業務フローを参考に作成された業務フローが示されておりますが、従来の特例転出入と改正後の特例転出入では、担当者の流れが異なるため(開始がバックヤードや異動者が来庁しないなど)それぞれの業務フローを仕様書に掲載した方が解りやすいのでは。
- 4. 1. 1. 3フロー図の上部。転出証明書情報が「期限切れ」から「持っていない」に。また、通常の特例転入の内容も含まれていることを示すため、住基ネットCSから住民記録システムに向かう矢印の、「転出証明書情報」に(法24条の2第6項)を追記。機能要件の文章を修正「CSで通知された転出証明書情報をリアルタイム、又は従来の特例転入方式で情報を取り寄せた場合、CSと連携できること。」
- 資料1 マイナポータルとの接続について、マイナポータルで入力するデータ項目や入力チェックの内容については、標準仕様書側で示して、マイナポータル側で対応することにしたほうが望ましいのではないか。
- マイナポータル側の仕様の問題であるため、住民記録システム標準仕様書には記載しない。

- 「共通要件」という言葉が漠然としており、読む人に分かりづらいように思う。(機能要件にも「共通」があるため余計に)。「データ要件」のままでも差し支えないように思う。また、資料1の23ページでは「4-1. 共通要件」として「連携要件」が整理されていますが、標準仕様書の目次では共通要件と連携要件は別の場所に記載されています。「検討の主体がIT室」という観点ではセットになるかと思いますが、前述のとおり言葉の揺らぎがあるため、別にしておいた方がいい。
- 読んだときのわかりやすさを重視し、共通要件を「データ要件・連携要件」に戻す。

#### 【標準仕様の検討について】

- マイナンバー、支援措置関係は、いずれも近年拡充している事務であり、全国照会の意見を受けて、標準仕様においても積極的に拡充等を検討すべきではないでしょうか。
- マイナンバー、支援措置関係については、今後、制度の改正の状況等により必要に応じて対応する。
  
- 今後の改訂においても旧版との変更を追跡しやすくするため、また、今後整理されるであろう準拠基準等との対応関係を整理するため、各要件にIDをつけ、要件IDごとの変更履歴を追跡可能とすべき。機能要件ではない全体構成などの今回の改定の主な部分などは個別に改訂履歴において修正ページを記載するとともに、規範への影響を明記すべき。
- 第2.0版には、改訂履歴をつける。
  
- 15頁：「IT室」は本仕様書作成主体とは別団体の部署であるため、団体名「内閣官房」を使用の方が適切。以降も登場するので、「内閣官房情報通信技術総合戦略室（IT室）」と最初に略称を記載する方法もある。現状14頁の※印にあるものは、本文おける略称記載としては不適切。
- ご指摘のとおり修正する。
  
- 「4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）」に関して、業務フローにおいて、異動者が窓口で転出届を届出するフローになっているが、実際には窓口での届出はなくなるのではないかと。
- 窓口での届出はなくなるため、修正しない。フロー図に、「オンライン又は窓口、もしくは郵送で」届出可能であることを記載する。
- 業務フローにおいて、マイナポータルからの転出届出情報の内容確認NGのフローも必要ではないか。

- 内容確認 NG のフローは、登録不可となるのみで、すべてのフローにおいて、明記していないため、ここでも記載しない。
- 「取り込んだ転出届の情報と住民記録システム内の情報を突合（整合性確認）できること。」とあるが、取り込む転出届の詳細情報が不明なため、システム上で突合機能を設けるのが適切か否かを判断ができない。
- 転出届の情報と住民記録システムの情報で突合する項目を具体的に記載する。項目は、氏名、性別、生年月日、住所、転出先住所や本籍地が存在するか、世帯員間の続柄の関係性は正しいか、一部転出になる場合残る世帯員は正しいか、個人番号カードを保持していないか。
- 「ただし、必要に応じて転出証明書を任意出力できること。任意出力する転出証明書には、「特例による転出処理済」と印字できること。」とあるがレイアウト（313 頁）では特に印字位置の指定はないが任意との考えなのか。
- 印字は左上に印字できることとで調整する。
  
- 「10.9 マイナポータルとの接続」について、実装すべき機能が「住民の操作内容」と「システムの対応事項」が混在した内容となっている。住民記録システムとして対応すべき範囲を明確にしていきたい。
- 「マイナンバーカードを用いて、マイナポータルから入力された転出届の情報を自動で取り込み、仮登録を行うことができること」と修正する
  
- 「1. 業務概要（全体図）及びシステム構成図」において、マイナポータルの連携部分のシステム構成が明確にされていない。策定中の「オンライン接続に係る標準仕様書」においては、マイナポータルとの連携は各業務単独での機能化ではなく、全業務の連携集約を行う申請管理システムのようなシステム導入が推奨されていると認識している。この点についても構成図への反映をお願いしたい。
- システム構成図等は、住民記録システム内部の図なので、修正しない。
- 現状、マイナポータルと接続するための LGAWAN-ASP 等のサービスを既に導入している自治体が多数存在する。そのサービスの仕様次第では、標準仕様書が求める「自動で取り込めること」が不可能なケースが判明している。これらは住民記録の業務範疇外の内容になるが、今後、何かしらの指針が示されると考えて問題ないか。  
例)「オンライン接続に係る標準仕様書」において、それらのサービス仕様に対しても言及が行われ、住民記録の標準仕様書と整合性が図られる。など
- オンライン接続については、記載のとおり、住民記録システムの対象の範囲外であるが、フロー図等でオンライン接続にかかる部分について修正する。  
※マイナポータルと申請管理システムと住民記録システムをつなぐ。

○資料 2（住民記録システム標準仕様書【第 2. 0 版】（案））の「4. 1. 3. 0. 4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）」について、第 4 章の機能要件（164 ページの記載）と第 3 章の業務フロー等（41 ページの記載）で内容に相違がある。第 4 章の機能要件（164 ページの記載）では、「マイナポータル等の電子申請システムにより申請された転出届の情報を住民記録システムへ取り込むことができること。」とありますが、第 3 章の業務フロー等（41 ページの記載）には、「マイナポータル」から「国提供システム」を経由して「転出届情報」を「住民記録システム」へ取り込む流れがない。第 4 章の機能要件（164 ページの記載）が正であれば、第 3 章の業務フロー等（41 ページの記載）において「転出届情報」を「住民記録システム」へ取り込む流れまでが必要。

○フロー図を修正する。また、文言を修正。「マイナポータルにより申請された転出届の情報を、特定通信により、マイナンバー利用事務系に設置した申請管理システム経由で住民記録システムへ取り込むことができること。」

#### ○20. 0. 1 様式・帳票全般

「住民異動届については、市区町村ごとのニーズにより様式及び記載事項が様々であり、システムから出力されないものも多いため、標準化の対象外。」

（p. 260/493）「住基法第 24 条の 2 第 3 項の規定に基づく通知がされた場合の転入届」のみは標準仕様書に定義されるということでしょうか。

○住基法第 24 条の 2 第 3 項の規定に基づく通知がされた場合の転入届のみ、標準仕様書に定義されることは、認識のとおり。

○内閣官房 IT 室で検討中の共通要件について、以下のとおり認識している。

データ要件・・・現行の中間標準レイアウトを拡張したデータ標準

連携要件・・・現行の地域情報 P F を拡張した連携要件

上記の認識があっている場合、標準仕様書の「10. 6 中間標準レイアウト仕様での出力」に対しても「7. 2. 1 地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携」の【考え方・理由】に追記した内容の記載が必要ではないか。

○7. 2. 1 の【考え方・理由】の文言を 10. 6 にも追加。

○第 1. 0 版における 4. 1. 0. 3 住民異動受理通知「宛先は異動前住所・届出人本人とすること。」の記載について、「届出人本人」は「異動者」ではないか。「届出人本人」「届出の人にあたる者」の文脈な中であれば、「届出人本人」は「異動者」となるが、同章中に「異動者氏名」とあることから同章の文脈では「届出人本人」をそのまま「届出の人にあたる者」に誤解する記載となっている。

○「届出の任に当たっている者の氏名、届出人本人の氏名及び受理した旨で、

宛先は異動前住所・届出人本人とすること。なお、出生による〜〜異動後住所・届出人本人とすること。」に修正する。

- 1.0版 4.1.4 世帯変更の【実装しない機能】「異動者と異動先の方書と同じであること。」について、【実装しない機能】のこの1文は削除漏れでは。この1文により世帯変更で方書が違う場合でも世帯変更ができると読み取れる。
- 「異動者と異動先の方書と同じであること」の一文は削除する。
  
- 転出・転入手続のワンストップ化について、資料1の14頁に記載されている「国提供システム」は、今回「マイナポータル」と「住民担当課」の間に新たに提供され、R4年度末に住民記録システムとリアルタイム連携を実現する、という理解で良いか。
- 「国提供システム」という言葉が、誤解を生みかねないことから、特定通信としてとりこむことを示す、「申請管理システム」という表現に修正する。
  
- 「4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）」と一項目で書かれていますが、実際には窓口での特例転出入は継続されます。  
「転入届を出力できること」となっていますが、マイナポータルからの届出有無に関わらず、転入届を作るのが正しいのであれば、【考え方・理由】にある、「マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い、」とある文言は不要ではないか。
- 「マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い」の文言は、法改正の趣旨を示すものであるため、削除しない。
  
- 「4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）」に「マイナポータル等の電子申請システムにより申請された転出届の情報を住民記録システムへ取り込むことができること。」とある。他方、総務省からの事務連絡ではぴったりサービスとのオンライン連携は「申請管理システム」を市区町村にて準備することとされている。「申請管理システム」を経由しないと、住記システムがマイナポータルと直接連携をすることになってしまいますが、正しいか。「マイナポータル等の電子申請システムにより申請された転出届の情報を、”地方公共団体における行政手続のオンライン化”にて準備される申請管理システム経由で住民記録システムへ取り込むことができること。」とするのが正しいのでは。
- 「申請管理システム」について記載する。

以上